

行政法入門講座

徳島は宣言する
VS 東京
**単位研修
2単位**

～行政活動に関わる法律を学び、きめ細やかな行政運営を目指す～

★こんな方におすすめ！

- ・行政法を分かりやすくもっと身近に感じたい方
- ・行政の仕組みを基礎から学びたい若手職員の方
- ・法律知識のレベルアップを図りたい方 など

★研修のポイント

地域社会の変化や住民価値観の多様化で生じる新しい行政課題に対応するためには、あらゆる業務の基礎となる行政の仕組みを正しく理解するとともに、行政手続きを的確・公正に執行するスキルが必要です。

この講座では、行政法の基本的考え方を学び、直面する身近な事例を通じて行政法の基礎知識を習得することで、職員の法律知識のレベルアップを図り、県民の目線に立った、きめ細やかな行政運営ができる実務能力の強化を目指します。

【事例を通じて行政法を学びます！】

この講座では、行政法の全体像をとらえ、法の概念とその仕組み、行政活動を実例を通じて学ぶとともに、地方分権と政策法務について考えることで、変革の真っ直中にある地方自治に具体的に対処する力を養うことを目指します。

★講師紹介



香川大学人文社会学系（法学部）
准教授

つがみ よしてる
辻上 佳輝

- ・1996年京都大学法学部卒業
- ・1998年同大学大学院法学政治学研究科修士課程修了
- ・2001年同大学大学院法学政治学研究科博士課程修了
同大学大学院法学研究科助手となる
- ・2002年香川大学法学部講師となり、2004年から同大学准教授に就任。
- ・現在は、大学で教鞭を執る一方、日本私法学会の会員を務めるなど民法のスペシャリストとして活動している。

★研修情報

- 対象者
県・市町村職員で、所属長からの推薦があった者
- 募集人員
100名（県・市町村職員）
- 日程及び会場
平成31年1月23日（水）
9：25～16：45

徳島県自治研修センター
（徳島市南庄町5丁目77-1）

★プログラム（予定）

9：30～16：30

（午前）

- 第1部 行政・行政法とは何か
- 第2部 行政行為・法治行政
- 第3部 行政裁量

（昼食休憩）

（午後）

- 第4部 行政手続
- 第5部 公物
- 第6部 行政救済制度いろいろ

★お申し込み・お問い合わせ

【お申し込み】 JoruriGwポータルの「照会・回答システム」でお申し込みください。後日、受講決定通知をお送りします。

【締め切り】 **平成31年1月18日（金）**

【お問い合わせ】 徳島県自治研修センター（088）631-8813

平成30年度「行政法入門講座」実施細目

1 目標

行政活動を行う上で欠かせない行政法の仕組みと要点を学ぶことで、日々の仕事の法的な意味を理解し、よりの確かつ適切な業務の遂行に生かす。

2 日時

平成31年1月23日(水) 午前9時25分から午後4時45分まで

3 場所

徳島県自治研修センター(徳島市南庄町5丁目77-1) ☎ 088-631-8813

4 対象者

所属長からの推薦があった県職員及び市町村職員

5 研修形態

単位研修(2単位) 講義・演習形式

6 受講定員

100名(県・市町村職員合同)

※定員を超える推薦があった場合は、推薦状況等により受講者を決定する。

7 日程

時間	プログラム(予定)	研修方法
9:25~9:30	オリエンテーション	
9:30~12:00	1 行政・行政法とは	講義
	2 行政行為・法治行政	
	3 行政裁量	
12:00~13:00	昼食休憩	
13:00~16:30	4 行政手続	講義
	5 公物	
	6 行政救済制度いろいろ	
16:30~16:45	研修評価	

8 講師

所属・職	氏名
香川大学人文社会学系(法学部)・准教授	辻上 佳輝(つじがみ よしてる)